

## <参考> 各級における対応の概要

### I級（特別重大）

特別重大突発公衆衛生事件が発生した場合、省の対策本部は国务院の意思決定に基づき、本行政区域内の緊急対策を展開。

### II級（重大）

重大突発公衆衛生事件が発生した場合、省対策本部は直ちに本部員と専門家を組織し分析・研究判断を行い、当該事件の影響及び趨勢を総合的に評価した上で、省政府がII級対策の発動を決定。省の対策本部として事件発生地にワーキンググループを派遣し、関連対策を展開すると同時に、国务院及び関連部門に迅速に報告。

### III級（比較的重大）

比較的重大な突発公衆衛生事件が発生した場合、地级以上の市政府、省直轄の県（市、区）政府は直ちに関係部門及び専門家を組織し、分析・研究判断を行い、当該事件の影響及び趨勢を総合的に評価した上で、地级以上の市政府がIII級対策の発動を決定、関係部門に応急対応実施を命令。

### IV級（一般的）

一般的突発公衆衛生事件が発生した場合、県（市、区）（省政府直轄の県（市、区）を除く）対策本部が直ちに関係部門と専門家を組織し分析・研究判断を行い、当該事件の影響及び趨勢を総合的に評価した上、地级以上の市政府がIII級対策の発動を決定、関係部門に応急対応実施を命じる。

省レベルの対策本部は以下の措置を講じる。

- 1) 省内の関係部門を動員。必要に応じて、緊急事態に向けた省内の各種資源を調達・徴用
- 2) 省内の医療資源を集め、指定された医療機構において医療・隔離などの作業を実施、同時に現場調査・処置
- 3) (甲類、乙類) 感染症発生地域の封じ込め
- 4) 各種の集市、集会、映画館等の開催・営業の制限又は停止、操業停止、授業停止
- 5) 流動人口の管理強化、確診患者或いは疑似症患者の隔離・診察・治療、濃厚接触者の自宅隔離或いは集中隔离
- 6) 交通衛生検査・検疫
- 7) 情報発信
- 8) デマ対策、物価安定策等による社会の安定維持

市級以下においても、これに相当する措置を講ずる。

出所：

<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1656632718323632945&wfr=spider&for=pc>

<https://baike.baidu.com/item/突发公共卫生事件应急条例/7997848>

<http://www.med66.com/new/201210/dm201210256243.shtml>